

令和6年度 多摩市立愛和小学校
学校いじめ防止基本方針及びいじめ防止等の対策のための組織

I いじめの防止に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害し、その生命及び心身に重大な危険や苦痛を与えうるものである。また、程度のいかんにかかわらず、その心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。

学校の教職員はいじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全員で共有する必要がある。すべての教職員が「いじめはどの児童にも、どの学級においても起こりうる」「だれでも被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域および関係諸機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応、解決の取り組みを徹底する。

なお、この「学校いじめの防止基本方針」を全教職員が理解し、なおかつ具体的にいじめの防止に取り組むことができるように、いじめ総合対策【第2次・一部改訂】を活用した研修を年に3回（4月、7月、11月）研修を実施する。

II 学校いじめ防止基本方針及び具体的な取り組み

方針1 いじめの未然防止の徹底

- (1) いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許される行為ではないことを児童に理解させ、生命尊重の精神と人権感覚を育む指導の充実を図る。
- (2) 道徳教育の充実や教育活動全体を通して、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- (3) 児童が、人・社会・自然と向き合うことで、共に生きる心の大切さ、集団の一員としての自覚と自信を育む体験や活動を取り入れる。
- (4) 児童がいじめについて学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取り組みをする。
- (5) 分かる授業づくりを進め、すべての児童が「学ぶ喜び・学ぶ楽しさ」を実感できるように努める。
- (6) 授業規律や学校での基本的な生活習慣の定着を図り、すべての児童が充実した学校生活を送ることができるようにする。
- (7) ネット上のいじめや感染症を理由としたいじめや差別の防止に向けた啓発活動を推進する。

【具体的な取り組み】

- (1) ①朝の会や帰りの会、全校朝会などで、また授業をはじめとするあらゆる教育活動の中で、「いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許される行為ではない」ことを常に指導していく。
- ②「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した職員研修をとおして、教職員の人権意識を高める。
- (2) ①道徳授業地区公開講座等を通じて、家庭と地域との連携を図り、思いやりの心や生命尊重の態度を育む指導を計画的に行う。

- (3) 年間を通して異学年交流活動（なかよし班活動）を計画的に実施し、他学年の児童を思いやる心の育成を図る。
 - ②学級活動を通して、学級生活等における諸問題について話し合うことで、児童が互いに尊重し合い、認め合える学級づくりを目指し、児童同士の信頼関係を豊かにする。
 - ③学校菜園の活動を通して、自然の厳しさを知り、また自然の恵みを享受する喜びを味わうことで、豊かな心を耕すようにする。
 - ④学級集団づくり等の校内研修を通じて教職員の資質を向上させる。
- (4) ①年に3回、道徳の授業で「おもいやり」「友情」等をテーマにした授業を実施して、児童が主体的にいじめの問題に取り組めるようにする。その際に「いじめ総合対策 第二次・一部改訂」を活用して行うようにする。
- (5) ①教員は日常の授業を公開して授業改善に努め、表現力を身に付けさせ、自分の考えを表すことへの抵抗感をなくす。
 - ②校内研究などの機会を通じて協働学習を推進できるよう授業改善をする。
 - ③朝や放課後に補習の時間を日常的に取って児童に個別的な学習支援をして、できる喜びを味わわせる。
- (6) あいさつと廊下の歩き方を生活指導の重点目標として、徹底を図る。
- (7) セーフティ教室や学級活動の時間等を活用して、インターネットの危険や情報モラルの重要性特にSNSでのコミュニケーションについて指導する。また「愛和小SNSルール」を児童および保護者に周知し、啓発する。

方針2 いじめの早期発見（早期対応）の徹底

- (1) いじめは、大人が気付きにくい場面で発生し、発見しにくい形で行われていることを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持ち、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。
- (2) 日常的に教職員間で、児童に関する気づいたこと、気になることを共有し、保護者や地域住民、関係機関と連携し、情報収集や対応を図る。
- (3) 担任とスクールカウンセラー等との密な情報交換により連携を強化し、教育相談を充実させる。
- (4) 教員が一人で抱え込まない体制を整え、組織的に児童の実態を把握するようにする。
- (5) いじめの兆候を感じ取ったら早急に対応する。その際、「いじめ防止等対策委員会」を中心として組織的に関わり、解決に向けて早期に協力体制を築く。
- (6) 児童が悩みを抱えた時に、援助要請をはじめSOSを出せるよう継続的に指導をする。

【具体的な取り組み】

- (1) いじめの実態調査を年に3回行い、その結果をもとに、いじめ等があることが予想される場合は、詳細に聞き取りを実施する。
- (2) スクールカウンセラーによる相談窓口を保護者に周知するとともに、校内の相談体制を充実させる。
- (3) スクールカウンセラーやピアティーチャーとの連携を緊密に図り、児童の実態をより広い視野

でつかむ。

- (4) 児童の所有する学用品や掲示物などのいたずら等を発見した場合には早急に対応し、原因を明らかにするとともに、相手の心が傷つくことやいたずら等は絶対にしてはいけないことを児童に理解させる。
- (5) 保護者が、子供の服装の汚れや持ち物の変化、様子の異変に気付いたらすぐに学校に相談できるように、普段から学級担任やスクールカウンセラーなど相談窓口を設けておく。
- (6) いじめの兆候や児童の行動のちょっとした変化に気付けるよう児童の観察を念入りに行い、随時学年会や生活指導全体会（夕会）等で情報交換の機会を設ける。また、毎月のいじめ防止対策委員会で情報共有をする。
- (7) 道徳や特別活動の時間、また朝会の校長講話の時等に「SOSの出し方」についての指導を行う。

方針3 いじめへの迅速な対応の実施

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員での対応ではなく、「いじめ防止対策委員会」を開き、学年及び学校全体で組織的に対応する。
- (2) 被害児童を守ることを最優先にし、迅速に事実確認を行い、加害児童への適切な指導を行う。
- (3) 定期的に関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
- (4) 日頃から保護者・地域との連携を図る。
- (5) 重大事態が起きた場合は、早急に「いじめ防止対策委員会」を開催するとともに、教育委員会及び関係諸機関と連携し、解決に向けた対応に努める。

【具体的な取り組み】

- (1) ①把握したいじめについてすぐに「いじめ防止対策委員会」の会議を開催し、いじめの事実の確認、対応や指導方針、支援方法等を協議し、組織的に対応する。
②保護者や関係諸機関へ適宜連絡を取り、連携して対応していく。
- (2) ①いじめられた児童の状況やいじめの実態をきめ細かく把握し、担任を中心に複数教員による相談・見守り体制を整えて被害児童の安全確保を行う。
②スクールカウンセラーをはじめとした相談窓口の準備、保護者への協力の要請等の手立てにより、被害児童の安全確保を行う。
③いじめの加害児童の保護者に状況を連絡し加害児童に対して毅然とした態度で指導を行う。場合によっては警察と連携して対応する。
- (3) ①教職員は日頃から管理職、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの情報交換や相談を行い、連携を図る。
②いじめの調査結果や対応について教育委員会に報告し、子ども家庭支援センター等の関係機関との連携体制をつくる。
- (4) ①保護者とは保護者会で学級の様子を話したり、学級だよりや連絡帳等で学級の様子や児童の様子を伝えたりすることにより、日頃から信頼関係を構築していく。
②地域の青年対策委員や、自治会役員、民生児童委員等と定期的な会合の機会に連携、協力体制を築く。

(5) いじめが起きた場合、いじめの事実や対応の記録を整理し、いじめ防止対策委員会で課題や解決方法等を協議し、教育委員会や諸機関、専門家と連携して対応する。

Ⅲ いじめ防止等の対策のための組織

本校では、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するために、以下に示す「いじめ防止対策委員会」を設置し、この委員会を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でのいじめ対策を行う。いじめ防止基本方針に基づく取組、いじめの相談・通報の窓口としての役割、いじめの疑いに関する情報の収集、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援、保護者との連携といった役割を果たす。


